

# 特定非営利活動法人ラ・ファミリエ

## 個人情報保護規定(プライバシーポリシー)

### (趣旨)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ラ・ファミリエ(以下「当法人」という。)が保有する個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)及び関連法令等を遵守し、それらを適切に取り扱うために必要な対応を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規定において「個人情報」とは、法第2条に規定する個人情報をいう。

2 情報主体とは、個人情報を提供する本人をいう。

### (個人情報の管理)

第3条 当法人は、個人情報保護責任者を置き、個人情報の保護と正確性を維持するため、必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護責任者は事務局長が務めるものとする。

3 個人情報保護責任者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。

### (職員等の責務)

第4条 職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定め並びに個人情報保護責任者の指示に従い、保有する個人情報を取り扱わなければならない。

### (個人情報の収集)

第5条 個人情報の取得は、当法人の適正な業務の範囲内で、取得目的を定め、その目的達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の収集にあたっては、適法かつ公正な手段で収集されなければならない。

### (個人情報の保有)

第6条 個人情報の保有は、当法人の適正な業務の範囲内で、保有目的を定め、その目的達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 前項の規定により特定された保有目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(個人情報の利用)

第7条 個人情報の利用は、当法人の業務遂行上必要な場合で、取得目的の範囲内でなされなければならない。

- 2 当法人が保有する個人情報を、正当な利用目的の範囲内において、当法人業務の外部委託先に提供する場合がある。
- 3 取得目的の範囲を超えている時でも、次の各号に該当する場合は、当法人の保有する個人情報を利用することができる。
  1. 情報主体の同意があるとき
  2. 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要するとき。

(個人情報の提供)

第8条 個人情報を第三者に提供してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、当法人が保有する個人情報を第三者に提供する必要がある場合には、個人情報保護責任者の承認を得るとともに、情報主体に提供先、利用目的、提供する個人情報の内容及び提供手段を通知し、同意を得なければならない。

(法令上の例外規定)

第9条 前条の規定に関わらず、法第23条第1項各号の規定に該当する場合において、個人情報を第三者に提供するときは、個人情報保護責任者の承認を得たうえで行うものとする。

- 2 個人情報保護責任者は前項の承認を行った場合には遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(個人情報の開示)

第10条 当法人は、その保有している個人情報について、情報主体から自己の個人情報について開示を求められた場合には、合理的な期間内にこれに応じなければならない。

- 2 情報主体の個人情報に関して明らかに事実と異なる場合で、当該情報主体から訂正又は削除を求められた場合には、合理的な期間に応じるものとし、訂正または削除を行った場合には、可能な範囲内で個人情報の情報主体に通知するものとする。

(個人情報の破棄)

第11条 保有期間を過ぎた個人情報は法令その他規定に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに廃棄しなければならない。

(苦情処理)

第12条 当法人は個人情報の取扱に関する苦情(以下単に「苦情」という。)に適切かつ速やかに対応しなければならない。

- 2 苦情を受けたときは、個人情報保護責任者は速やかに適切な措置を講じるとともに遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 苦情の処理結果は、必要と認めたときは苦情を申し出た本人に書面で通知するものとする。

(免責)

第13条 コンピュータウイルス等の有害物が含まれていないこと及び第三者からの不正アクセスのないこと、その他安全性に関する保証をすることはできない。

2 個人情報保護責任者および職員等個人情報に携わる者は、コンピュータウイルスや不正アクセスによる情報漏洩、滅失又は毀損の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

3 本規定の一部が法令等によって無効と判断された場合、当該部分以外は有効であるとみなす。

(改廃)

第14条 本規定の改廃は理事会で決定する。

附 則

1 本規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月1日制定